

第3回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和2年3月12日(木)

午後4時45分から

場所 議員協議会室

1 開会

2 協議事項

(1) 今後の対応方針について

(2) その他

3 本部長指示

4 閉会

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	市長
第1副本部長	副市長
第2副本部長	教育長
対策本部第1部長	危機管理部長
対策本部第2部長	健康福祉部長
対策本部員	総務部長
対策本部員	政策部長
対策本部員	財政部長
対策本部員	地域づくり部長
対策本部員	文化スポーツ部長
対策本部員	環境部長
対策本部員	こども部長
対策本部員	農林部長
対策本部員	商工観光部長
対策本部員	建設部長
対策本部員	上水道部長
対策本部員	病院局長
対策本部員	教育部長
対策本部員	議会事務局長
対策本部員	健康福祉部次長

事務局 危機管理課、健康づくり課

今後の対応方針について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等を受け、本市が実施していく対応方針について協議するものです。

1 経過

- 3. 9 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解発表
- 10 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を発表
新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案を閣議決定
- 12 WHOが新型コロナウイルスをパンデミックと表明

2 市所管施設に係る現在の対応

(1) 適用期間

令和2年3月4日（水）から17日（火）まで

(2) 基本的な方針

ア 貸館業務について

- (ア) 適用期間に係る新規受付を行いません。
- (イ) すでに予約済みの行事等については、来場者の規模や対象者、集団感染の発生しやすい環境（換気が悪い、人が至近距離で会話をする）を考慮し、主催者に再度開催について検討を要請します。
- (ウ) 施設利用申請者が感染症拡大防止を理由として利用をキャンセルする場合には、使用料、利用料金を全額還付します。

イ 文教施設及び観光施設等について

- (ア) 文教施設（博物館、松本城等）、日帰り入浴施設については原則、休館・休業とします。
- (イ) その他の施設については、利用状況により別途検討します。

ウ 開館・開業にあたっての注意について

手洗い、マスク着用の励行、消毒液の設置などを行うとともに、参加される方にも必要な感染症予防対策を必ず呼びかけます。

(3) 休館・休止している施設 添付資料参照

3 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解等

(1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（3月9日）

- ア 爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度もちこたえている状況
- イ 北海道における対策の効果を1週間程度かけて判断し、3月19日頃を目途に公表予定
- ウ 国内の流行をいったん抑制できたとしても、いつ再流行してもおかしくない状況が続くことが見込まれ、国外から感染が持ち込まれる事例も今後繰り返されることが想定
- エ 換気の悪い密閉空間、人が密集している、近距離で会話や発声が行われる、3条件が同時に重なる場では、多くの人々が感染していたと考えられるため、市民へ3条件が揃う場所や場面を避けるように依頼

(2) 国の新型コロナウイルス感染症対策本部の見解（3月10日）

- ア 3月19日を目途に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、これまでの対策について判断が示される予定
- イ それまでの間、今後概ね10日間程度はこれまでの取組みの継続を依頼

(3) 政府の緊急対応策－第2弾－

- ア 感染拡大防止策と医療提供体制の整備
- イ 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応
- ウ 事業活動の縮小や雇用への対応
- エ 事態の変化に即応した緊急措置等

4 今後の対応方針

国等の要請を考慮するなかで、市所管施設の対応についての適用期間を3月19日まで延長することとします。

現在の方針を継続し、その上で3月19日に出される新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解及び政府の対応方針に基づき、本市の対応を再度検討するため、適用期間を3月24日まで（3月17日から1週間）延長することとします。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。**

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- ・ **クラスター対策の専門家**を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・ **布製マスク2,000万枚**を国で一括購入し、**介護施設等に緊急配布**
- ・ **医療機関向けマスク1,500万枚**を国で一括購入し、**必要な医療機関に優先配布**
- ・ マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

◆PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・ PCR検査を**保険適用(公費補助)**により引き続き自己負担なし

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ **緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等**の設備整備支援
- ・ AMED等の活用による**治療薬等の開発加速**

◆症状がある方への対応

- ・ **傷病手当金**の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**(典型的な臨床情報等)
- ・ **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)**
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方: **日額4,100円**)

◆個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(**緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等**)

◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から**放課後児童クラブ**等を開所する場合等の**追加経費を国費(10/10)**支援
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)**支援
- ・ **企業主導型ベビーシッター利用者支援事業**の3月の割引券上限引上げ(**月24枚→120枚**)

◆学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・ **給食調理業者、食品納入業者、酪農家**等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を**全事業主**に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、**1月遡及適用**
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

◆強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置: 総額1.6兆円規模

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**」を創設(**5,000億円規模**)し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援**
- ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ **日本政策投資銀行(DBJ)**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(**2,040億円**)
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- ・ **国際協力銀行(JBIC)**の「成長投資ファシリティ」等の活用(**最大5,000億円規模**)
- ・ **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の**誘客先の多角化**等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用**

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ **確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)**、**運転免許の更新の臨時措置等**
- ・ 公共工事等の柔軟対応(**工期の延長等**)や繰越の弾力的対応

◆国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援